平成１８年5月２２日

各　　位

会 社 名　太 陽 化 学 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　山 崎 長 宏
（コード番号２９０２　名証第２部）
問合せ先　企業統括部部長　吉 岡 章 二
（ＴＥＬ０５９－３５２－２５６６）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成１８年５月２２日開催の取締役会において、平成１８年６月２８日開催予定の当社第８９回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」についての承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）インターネットの普及に伴い、公告閲覧の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。（変更案第５条）

（２）「会社法」（平成１７年法律第８６号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１７年法律第８７号）が施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

①会社法施行に伴い、定款に定めがあるとみなされる事項を定めるものであります。
取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定（変更案第４条）
株券を発行する旨の規定（変更案第７条）
株主名簿管理人を置く旨の規定（変更案第１２条）

②単元未満株主の行使できる権利を合理的な範囲に限定するための規定を新設するものであります。（変更案第１０条）

③株主総会の招集地を制限する旧商法の規定が廃止されましたため、これを明確にするための規定を新設するものであります。（変更案第１５条）

④株主総会における議決権の行使について、代理人による場合の内容を明確にするために所要の変更を行うものであります。（変更案第１９条）

⑤株主総会参考書類等の広範な開示と株主総会招集手続きの合理化を目的とし、当該書類等をインターネットで開示できるようにするための規定を新設するものであります。（変更案第２１条）

⑥取締役会のより機動的な運営を図ることを目的とし、書面又は電磁的記録により、会議の開催を要することなく取締役会決議を可能とするための規定を新設するものであります。（変更案第２７条）

⑦取締役及び監査役が新しいコーポレート・ガバナンス体制の下で、期待される手腕を充分に発揮できるようにするとともに、重要な役割を担う社外監査役に相応しいい人材の招聘に備え、責任限定契約を締結するための規定を新設するものであります。（変更案第３１条）、（変更案第４１条）
なお、変更案第３１条（取締役の責任免除）を議案として付議することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

⑧株主の皆様に対する利益の還元方法につき、機動的な配当政策並びに資本政策を図ることを目的とし、剰余金の配当等を取締役会の決議において可能とするための規定を新設するものであります。（変更案第４５条）、（変更案第４６条）

⑨上記のほか、会社法に基づく規定の新設、削除、文言の変更を行うものであります。

（３）その他、現行定款の規定を全般的に見直し、条文の整備及び字句の修正等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次頁以下の新旧対比表のとおりであります。

３．日程

定款一部変更のための株主総会開催日　平成１８年6月２８日（水曜日）
定款一部変更の効力発生日　平成１８年6月２８日（水曜日）

（下線は変更部分であります）

現　行　定　款	変　更　案
第　1　章　総　　則	第　1　章　総　　則
（商　号） 第　1　条　　（省略）	（商　号） 第　1　条　　（現行のとおり）
（目　的） 第　2　条　　（省略）	（目　的） 第　2　条　　（現行のとおり）
（本店の所在地） 第　3　条　　（省略）	（本店の所在地） 第　3　条　　（現行のとおり）
（新設）	（機　関） 第　4　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査役 (3)　監査役会 (4)　会計監査人
（公告の方法） 第　4　条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第　5　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
第　2　章　株　　式	第　2　章　株　　式
（株式の総数） 第　5　条　当会社の発行する株式の総数は 9,000 万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第　6　条　当会社の発行可能株式総数は 9,000 万株とする。
（新設）	（株券の発行） 第　7　条　当会社は、株式に係わる株券を発行する。

（自己株式の取得） 第　6　条　当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。	（自己の株式の取得） 第　8　条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。
（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 第　7　条　当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 2．当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第　9　条　当会社の単元株式数は、100株とする。 2．当会社は、第7条の規定に係わらず単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第　10　条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)　剰余金の配当を受ける権利 (3)　取得請求権付株式の取得を請求する権利 (4)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (5)　第11条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増し） 第　8　条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第　11　条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（名義書換代理人） 第　9　条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。	（株主名簿管理人） 第　12　条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取並びに買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。	２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿、及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。
（株式取扱規則） 第　10　条　当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取並びに買増し、その他株式に関する取扱並びに手数料等は、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第　13　条　当会社の株式に関する取扱及び手数料等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（基準日） 第　11　条　当会社は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 ２．本定款に定めるもののほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録質権者とする。	（削除）
第　３　章　株主総会	第　３　章　株主総会
（招　集） 第　12　条　当会社の定時株主総会は、毎年４月１日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。	（招　集） 第　14　条　　（現行のとおり）

（新設）	（招集地） 第　15　条　当会社の株主総会の招集地は、三重県四日市市とする。
（新設）	（定時株主総会の基準日） 第　16　条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。
（招集者及び議長） 第　13　条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	（招集権者及び議長） 第　17　条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
（決議の方法） 第　14　条　当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（決議の方法） 第　18　条　当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第　15　条　当会社の株主又は法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 ２．株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第　19　条　当会社の株主又は法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。 ２．株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（新設）	（株主総会の議事録） 第　20　条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第　21　条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第　4　章　取締役及び取締役会	第　4　章　取締役及び取締役会
（取締役の員数及び選任方法） 第　16　条　当会社の取締役は２０名以内とし、株主総会で選任する。 ２．当会社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．当会社の取締役選任決議については、累積投票によらない。	（取締役の員数及び選任方法） 第　22　条　　（現行のとおり） ２．当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。
（取締役の任期） 第　17　条　当会社の取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	（取締役の任期） 第　23　条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）
（代表取締役及び役付取締役） 第　18　条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 ２．当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第　24　条　当会社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．当会社の取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集及び議長） 第　19　条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。 ３．当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。 ４．前項の招集通知は、緊急の必要ある場合、この期間を短縮し又は取締役及び監査役全員の同意を得て省略することができる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第　25　条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 （削除） （削除）
（新設）	（取締役会の招集通知） 第　26　条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを得ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（取締役会の決議方法） 第　27　条　当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 ２．当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（取締役会議事録） 第　28　条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程） 第　20　条　当会社の取締役会に関するその他の事項は、取締役会の定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第　29　条　当会社の取締役会に関す事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬及び退職慰労金） 第　21　条　当会社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。	（取締役の報酬等） 第　30　条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第　31　条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
第　5　章　　監査役及び監査役会	第　5　章　　監査役及び監査役会
（監査役の員数及び選任方法） 第　22　条　当会社の監査役は５名以内とし、株主総会で選任する。 ２．当会社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（監査役の員数及び選任方法） 第　32　条　　（現行のとおり） ２．当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第　23　条　当会社の監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。	（監査役の任期） 第　33　条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役） 第　24　条　当会社の監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第　34　条　当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集） 第　25　条　当会社の監査役会は、各監査役がこれを招集する。 ２．当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。 ３．前項の招集通知は、緊急の必要ある場合、この期間を短縮し又は監査役全員の同意を得て省略することができる。	（監査役会の招集権者及び議長） 第　35　条　当会社の監査役会は、各監査役が招集し、招集者が議長となる。 （削除） （削除）
（新設）	（監査役会の招集通知） 第　36　条　当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを得ないで監査役会を開催することができる。
（新設）	（監査役会の決議方法） 第　37　条　当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（新設）	（監査役会の議事録） 第　38　条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
（監査役会規程） 第　26　条　当会社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会の定める監査役会規程による。	（監査役会規程） 第　39　条　当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬及び退職慰労金） 第　27　条　当会社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。	（監査役の報酬等） 第　40　条　当会社の監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（監査役の責任免除） 第　41　条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内でその責任を負担する契約を締結することができる。
（新設）	第　6　章　会計監査人
（新設）	（選任方法） 第　42　条　当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。
（新設）	（会計監査人の任期） 第　43　条　当会社の会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第　6　章　計　算	第　7　章　計　算
（営業年度） 第　28　条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。	（事業年度） 第　44　条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（新設）	（剰余金の配当の決定機関） 第　45　条　当会社は、剰余金の処分の額及び剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。 ２．前項に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない。
（利益配当金） 第　29　条　当会社の利益配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第　46　条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
（新設）	２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
（新設）	３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当金） 第　30　条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ５に規定する金銭の分配（以下中間配当金という。）をすることができる。	（削除）
（配当金の除斥期間） 第　31　条　当会社の利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。 ２．受領遅滞の前項配当金に対しては利息をつけない。	（配当の除斥期間） 第　47　条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。 （現行のとおり）

（平成１８年６月２８日改訂）